

リハビリモンスター苦楽園
介護予防・日常生活支援総合事業における
指定予防専門型通所サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 PLAST が設置するリハビリモンスター苦楽園（以下「事業所」という。）において実施する西宮市介護予防・日常生活支援総合事業における指定予防専門型通所サービス（以下、「予防専門型通所サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）である利用者に対し、適切な予防専門型通所サービスを提供することを目的とする。

(予防専門型通所サービスの運営の方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の介護予防に資するよう、予防専門型通所サービスの目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 予防専門型通所サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 予防専門型通所サービスの実施に当たっては、利用者の所在する市町村、指定介護予防支援事業者、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 予防専門型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関へ情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 リハビリモンスター苦楽園
- (2) 所在地 西宮市名次町 11-17

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、予防専門型通所サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上（常勤含む）

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他予防専門型通所サービスの提供を行う。

(3) 介護職員 1名以上（常勤含む）

介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

(4) 看護職員 1名

看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上（常勤含む）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

1単位目：午前9時10分から午前10時10分

2単位目：午前10時20分から午前11時20分

3単位目：午後1時20分から午後2時20分

4単位目：午後2時30分から午後3時30分

5単位目：午後3時40分から午後4時40分（月・金）

(予防専門型通所サービスの利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

1単位目 定員12人

2単位目 定員12人

3単位目 定員12人

4単位目 定員12人

5単位目 定員10人（月・金）

(予防専門型通所サービスの内容)

第7条 予防専門型通所サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 日常生活の世話及び支援
- (2) 機能訓練
- (3) 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) アクティビティ など

(利用料等)

第8条 予防専門型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、「西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに要する費用の額の算定に関する基準要綱」上の額とする。それぞれのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 1 おむつ代については、100円を徴収する。
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までに要した実費を徴収する。
- 3 その他、予防専門型通所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 4 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 予防専門型通所サービスの提供に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

予防専門型通所サービス：日常生活圏域における甲山圏域、安井圏域、甲東圏域、瓦木圏域、深津圏域、浜脇圏域、

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は予防専門型通所サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 予防専門型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。
- 2 利用者に対する予防専門型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する予防専門型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第13条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果については従業者等に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定める。

(衛生管理等)

- 第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第15条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとす

る。

- 2 事業所は、予防専門型通所サービスに関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 PLAST と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

この規程は、令和7年11月1日から施行する。